



第4号様式

流道管第1314号

令和6年2月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部道路管理課	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載されていない事案があった。公金の適正管理の観点からも、流山市財務規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	前渡資金整理簿については、令和5年7月14日に、会計課より現金を受領した時点で作成すべきところ、失念をしておりました。事後対応ではありますが、現在は作成済みです。 今後、資金前渡を行う場合には、速やかに前渡資金整理簿を作成し、現金を受領・精算した時点で、所属長の確認を行うことを徹底すると共に今回の措置事項を課内で共有しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。